

障企発0121第1号  
平成26年1月21日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
(公印省略)

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について

身体障害認定基準については、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）の一部改正について」（平成26年1月21日障企発0121第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によりその一部が改正されたところであるが、これに係る疑義に回答するため、下記のとおり「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺憾なきよう願いたい。

なお、改正内容につき、平成26年3月31日までに申請のあったものについては、従前の取扱いのとおりとする。ただし、平成26年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合であって、同年4月1日から同年6月30日までに申請のあったものについては、同年3月31日までに申請があったものとみなし、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

改正後	現行
[総括事項]～[音声・言語・そしゃく機能障害]（略）	[総括事項]～[音声・言語・そしゃく機能障害]（略）
[肢体不自由] (肢体不自由全般) 1～6（略）	[肢体不自由] (肢体不自由全般) 1～6（略）
(質疑) <u>7. 膝関節の機能障害において、関節可動域が10度を超えていても、高度な屈曲拘縮や変形により、支持性がない場合、「全廃」（4級）として認定することは可能か。</u>	(質疑) <u>7. 人工骨頭又は人工関節について、</u> <u>ア. 下肢不自由においては、関節の「全廃」として認定されることとなって</u> <u>いるが、上肢不自由においても関節の「全廃」として認定可能か。</u> <u>イ. 疼痛軽減の目的等から人工膝単顆置換術等により、関節の一部をUKAインプラントの挿入によって置換した場合も、人工関節を用いたものとして、当該関節の「全廃」として認定できるか。</u>
(回答) <u>関節可動域が10度を超えていても支持性がないことが、医学的・客観的に明らかな場合、「全廃」（4級）として認定することは差し支えない。</u>	(回答) <u>ア. 可能と考えられる。</u> <u>イ. 認定基準における「人工関節を用いたもの」とは、関節の全置換術を指しており、骨頭又は関節臼の一部にインプラント等を埋め込んだ場合は、人工関節等に比べて一般的に予後がよいことから、人工関節等と同等に取り扱うことは適当ではない。</u> <u>この場合は、ROMやMMT等による判定を行うことが適当である。</u>
8～9（略）	8～9（略）
(上肢不自由)～(脳原性運動機能障害) (略)	(上肢不自由)～(脳原性運動機能障害) (略)

改正後	現行
<p>[心臓機能障害] 1～3（略）</p> <p>(質疑)</p> <p><u>4. ペースメーカーを植え込みしたもので、</u>  <u>「自己の身辺の日常生活活動が極度に制</u>  <u>限されるもの」（1級）、<u>「家庭内での日常</u>  <u>生活活動が著しく制限されるもの」</u>  <u>（3級）、<u>「社会での日常生活活動が著し</u></u>  <u>く制限されるもの」（4級）はどのように</u>  <u>判断するのか。</u></u></p> <p>(回答)</p> <p><u>（1）植え込み直後の判断については、</u>  <u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>「自己の身辺の日常生活活動が極度に</u>  <u>制限されるもの」（1級）とは、日本循環</u>  <u>器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドラ</u>  <u>イン」（2011年改訂版）のクラスⅠに相当</u>  <u>するもの、又はクラスⅡ以下に相当する</u>  <u>ものであって、身体活動能力（運動強度</u>  <u>：メッツ）の値が2未満のものをいう。</u></p> <p><u>「家庭内での日常生活活動が著しく制</u>  <u>限されるもの」（3級）とは、同ガイドラ</u>  <u>インのクラスⅡ以下に相当するものであ</u>  <u>って、身体活動能力（運動強度：メッツ</u>  <u>）の値が2以上4未満のものをいう。</u></p> <p><u>「社会での日常生活活動が著しく制限</u>  <u>されるもの」（4級）とは、同ガイドライ</u>  <u>ンのクラスⅡ以下に相当するものであつ</u>  <u>て、身体活動能力（運動強度：メッツ）</u>  <u>の値が4以上のものをいう。</u></p>	<p>[心臓機能障害] 1～3（略）</p> <p>(質疑)</p>

改正後	現行
<p>(2) <u>植え込みから3年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。</u></p>	
<p>「<u>自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</u>」(1級)とは、<u>身体活動能力(運動強度:メッツ)</u>の値が2未満のものをいう。</p>	
<p>「<u>家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</u>」(3級)とは、<u>身体活動能力(運動強度:メッツ)</u>の値が2以上4未満のものをいう。</p>	
<p>「<u>社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</u>」(4級)とは、<u>身体活動能力(運動強度:メッツ)</u>の値が4以上のもをいう。</p>	
(質疑)	(質疑)
<p>5. <u>ペースメーカーを植え込みした者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、18歳未満の者の場合も同様か。</u></p>	<p>4. <u>人工ペースメーカーを装着した者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、術前の状態にかかわりなく、すべて1級として認定してよい。また、18歳未満の者の場合も同様か。</u></p>
(回答)	(回答)
<p><u>先天性疾患によりペースメーカーを植え込みした者は、1級として認定することとしており、その先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すこととしている。したがって、ペースメーカーを植え込みした18歳未満の者は1級と認定することが適当である。</u></p>	<p><u>年齢にかかわらず、いずれも1級として認定することが適当である。これらは緊急事態を予測して装着するものであり、かつ、これらを取り外すことは生命の維持に支障をきたすのが一般的であることから、認定に当たっては、術前の状態にかかわらないこととしたものである。</u></p>
<p><u>また、弁移植、弁置換術を行った者は、年齢にかかわらずいずれも1級として認定することが適当である。</u></p>	

改正後	現行
(質疑) <u>6.</u> 体内植込み（埋込み）型除細動器（I CD）を装着したものについては、 <u>ペースメーカーを植え込み</u> しているものと同様に取り扱うのか。	(質疑) <u>5.</u> 体内植込み（埋込み）型除細動器（I CD）を装着したものについては、 <u>人工ペースメーカーを装着</u> しているものと同様に <u>1級として認定して差し支えないか。</u>
(回答) <u>同様に取り扱うことが適当である。</u>	(回答) <u>体内植込み（埋込）型除細動器（ICD）や頻拍停止型の人工ペースメーカーを装着したものについても、1級認定することは適当である。</u>
(質疑) <u>7.</u> 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例に <u>ペースメーカーを植え込んだ</u> が、その後心房細動が恒久化し、事実上 <u>ペースメーカーの機能は用いられなくなっている</u> 。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定すべきか。	(質疑) <u>6.</u> 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例に <u>人工ペースメーカーを埋め込んだ</u> が、その後心房細動が恒久化し、事実上 <u>人工ペースメーカーの機能は用いられなくなっている</u> 。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定すべきか。
(回答) <u>認定基準の18歳以上の1級の(イ)「ペースメーカーを植え込み、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの」、3級の(イ)「ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」及び4級の(ウ)「ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」</u> の規定には該当しないものとして、他の規定によって判定することが適当である。	(回答) <u>認定基準の18歳以上の1級の(イ)「人工ペースメーカーを装着したもの」</u> の規定には該当しないものとして、他の規定によって判定することが適当である。
<u>8～10</u> (略)	<u>7～9</u> (略)
[じん臓機能障害]～[肝臓機能障害] (略)	[じん臓機能障害]～[肝臓機能障害] (略)

(改正後全文)

障企発第 0227001 号  
平成 15 年 2 月 27 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長様  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

#### 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について

身体障害認定の取扱いについては、平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」及び平成 15 年 1 月 10 日障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」により示し、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたところである。

これにより、身体障害認定基準及び身体障害認定要領のうち、今回の改正部分に係る疑義回答の多くが平成 15 年 4 月 1 日以降は無効となることや、その他の疑義回答においても内容を整理する必要があることから、これらの疑義回答に関する下記の通知を平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止するとともに、標記については本通知の別紙において「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」として取りまとめ、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたので、内容を十分にご理解の上、管下の関係諸機関への周知等その取扱いに遺憾なきよう願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置付けられるものである。

#### 記

- ・障害の認定について（昭和 34 年 4 月 17 日更発 59 号）
- ・肢体不自由に係る障害認定について（昭和 45 年 5 月 28 日社更第 47 号）
- ・肢体不自由に係る障害認定について（昭和 47 年 3 月 23 日社更第 38 号）

- ・肢体不自由に係る身体障害者の障害認定について（昭和 49 年 10 月 11 日社更第 136 号）
- ・身体障害者手帳の障害程度の決定について（昭和 50 年 7 月 18 日社更第 100 号）
- ・身体障害者手帳交付に関する疑義について（昭和 50 年 7 月 18 日社更第 100 号）
- ・身体障害者の障害認定について（昭和 50 年 8 月 4 日社更第 103 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定に関する疑義について（昭和 53 年 12 月 27 日社更第 146 号）
- ・身体障害者の障害程度認定について（昭和 54 年 2 月 13 日社更第 14 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定に関する疑義について（昭和 54 年 6 月 28 日社更第 88 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 54 年 12 月 6 日社更第 185 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 55 年 1 月 8 日社更第 3 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 55 年 5 月 21 日社更第 87 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 55 年 9 月 1 日社更第 152 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 56 年 4 月 18 日社更第 55 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 56 年 12 月 3 日社更第 191 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 57 年 4 月 1 日社更第 55 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 57 年 6 月 7 日社更第 111 号）
- ・身体障害者障害程度等級の認定等の取扱いについて（昭和 59 年 10 月 25 日社更第 170 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定に関する疑義について（昭和 62 年 10 月 23 日社更第 224 号）
- ・呼吸器機能障害の障害認定について（昭和 62 年 10 月 23 日社更第 225 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（平成 4 年 10 月 12 日社援更第 57 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（平成 5 年 3 月 30 日社援更第 88 号）

(別紙)

身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について

質 疑	回 答
<p>[総括事項]</p> <p>1. 遅延性意識障害者に対する身体障害者手帳の交付に関して、日常生活能力の回復の可能性を含めて、どのように取り扱うのが適当か。</p> <p>2. 加齢現象に伴う身体障害及び意識障害を伴う身体障害にも、日常生活能力の可能性、程度に着目して認定することは可能と思われるが、以下の場合についてはどうか。</p> <p>ア. 老衰により歩行が不可能となった場合等でも、歩行障害で認定してよいか。</p> <p>イ. 脳出血等により入院加療中の者から、片麻痺あるいは四肢麻痺となり、体幹の痉性麻痺及び各関節の屈曲拘縮、著しい変形があり、寝たきりの状態である者から手帳の申請があった場合、入院加療中であることなどから非該当とするのか。</p> <p>3. アルツハイマー病に起因した廃用性障害により、寝たきりの生活となり、全面的に介助を要する状態にある場合、二次的な障害として障害認定することは可能か。</p>	<p>遷延性意識障害については、一般的に回復の可能性を否定すべきではなく、慎重に取り扱うことが必要である。</p> <p>また、原疾患についての治療が終了し、医師が医学的、客観的な観点から、機能障害が永続すると判断できるような場合は、認定の対象となるものと考えられる。</p> <p>ア. 加齢のみを理由に身体障害者手帳を交付しないことは適当ではなく、身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を謳った身体障害者福祉法の理念から、近い将来において生命の維持が困難となるような場合を除き、認定基準に合致する永続する機能障害がある場合は、認定できる可能性はある。</p> <p>イ. 入院中であるなしにかかわらず、原疾患についての治療が終了しているのであれば、当該機能の障害の程度や、永続性によって判定することが適当である。</p> <p>アルツハイマー病に限らず、老人性の痴呆症候群においては、精神機能の衰退に起因する日常生活動作の不能な状態があるが、この疾病名をもって身体障害と認定することは適当ではない。</p> <p>ただし、関節可動域の制限や筋力低下等の状態が認定基準に合致し、永続するものである場合には、二次的であるか否かにかかわらず、当該身体機能の障害として認定することは可能である。</p>

質 疑	回 答
<p>4．乳幼児に係る障害認定は、「概ね満3歳以降」となっているが、どのような障害についてもこれが適用されると考えてよいのか。</p>	<p>乳幼児については、障害程度の判定が可能となる年齢が、一般的には「概ね満3歳以降」と考えられることから、このように規定されているところである。</p> <p>しかしながら、四肢欠損や無眼球など、障害程度や永続性が明確な障害もあり、このような症例については、満3歳未満であっても認定は可能である。</p>
<p>5．満3歳未満での障害認定において、四肢欠損等の障害程度や永続性が明らかな場合以外でも、認定できる場合があるのか。</p> <p>また、その際の障害程度等級は、どのように決定するのか。（現場では、満3歳未満での申請においては、そもそも診断書を書いてもらえない、一律最下等級として認定されるなどの誤解が見受けられる。）</p>	<p>医師が確定的な診断を下し難い満3歳未満の先天性の障害等については、障害程度が医学的、客観的データから明らかな場合は、発育により障害の状態に変化が生じる可能性があることを前提に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①将来再認定の指導をした上で、</li> <li>②障害の完全固定時期を待たずに、</li> <li>③常識的に安定すると予想し得る等級で、障害認定することは可能である。</li> </ul> <p>また、このような障害認定をする際には、一律に最下級として認定する必要はなく、ご指摘の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①満3歳未満であることを理由に、医師が診断書を書かない、</li> <li>②満3歳未満で将来再認定を要する場合は、とりあえず最下等級で認定しておく、などの不適切な取扱いのないよう、いずれの障害の認定においても注意が必要である。</li> </ul>
<p>6．満3歳未満での障害認定において、 ア．医師の診断書（総括表）の総合所見において、「将来再認定不要」と診断している場合は、発育による変化があり得ないと判断</p>	<p>ア．障害程度や永続性が明確な症例においては、再認定の指導を要さない場合もあり得るが、発育等による変化があり得ると予想されるにもかかわらず、再認定が</p>

質 疑	回 答
<p>断し、障害認定してかまわないか。</p> <p>イ. また、診断書に「先天性」と明記されている脳原性運動機能障害の場合など、幼少時期の障害程度に比して成長してからの障害程度に明らかな軽減が見られる場合もあるが、「先天性」と「将来再認定」の関係はどのように考えるべきか。</p>	<p>不要あるいは未記載となっている場合には、診断書作成医に確認をするなどして、慎重に取り扱うことが必要である。</p> <p>イ. 1歳未満の生後間もない時期の発症によるものについては、発症時期が明確に定まらないために「先天性」とされる場合がある。先天性と永続性は必ずしも一致しないことから、申請時において将来的に固定すると予想される障害の程度をもって認定し、将来再認定の指導をすることが適切な取扱いと考えられる。</p>
<p>7. 医師が診断書作成時に、将来再認定の時期等を記載する場合としては、具体的にどのような場合が想定されているのか。</p>	<p>具体的には以下の場合であって、将来、障害程度がある程度変化することが予想される場合に記載することを想定している。</p> <p>ア. 発育により障害程度に変化が生じることが予想される場合</p> <p>イ. 進行性の病変による障害である場合</p> <p>ウ. 将来的な手術により、障害程度が変化することが予想される場合 等</p>
<p>8. 身体障害者福祉法には国籍要件がないが、実際に日本国内に滞在している外国人からの手帳申請に関しては、どのように取り扱うべきか。</p>	<p>日本で暮らす外国人の場合は、その滞在が合法的であり、身体障害者福祉法第1条等の理念に合致するものであれば、法の対象として手帳を交付することができる。</p> <p>具体的には、在留カード等によって居住地が明確であり、かつ在留資格（ビザ）が有効であるなど、不法入国や不法残留に該当しないことが前提となるが、違法性がなくても「興行」、「研修」などの在留資格によって一時的に日本に滞在している場合は、手帳交付の対象とすることは想定していない。</p>
<p>9. 診断書（総括表）に将来再認定の要否や時期が記載されている場合は、手帳本体にも有効期限等を記載することになるのか。</p>	<p>診断書の将来再認定に関する記載事項は、再認定に係る審査の事務手続き等に要するものであり、身体障害者手帳への記載</p>

質 疑	回 答																																																			
	や手帳の有効期限の設定を求めるものではない。																																																			
<p>10. 心臓機能障害3級とじん臓機能障害3級の重複障害の場合は、個々の障害においては等級表に2級の設定はないが、総合2級として手帳交付することは可能か。</p> <p>11. 複数の障害を有する重複障害の場合、特に肢体不自由においては、指数の中間的な取りまとめ方によって等級が変わることもあるが、どのレベルまで細分化した区分によって指数合算するべきか。</p> <p>(例)</p> <p>右手指全欠：3級（指数7）} 特例3級 } 3級      右手関節全瘻：4級（指数4）} （指数7） } （指数7）      左手関節著障：5級（指数2）} （指数2） }      右膝関節軽障：7級（指数0.5）} （指数0.5） } 6級      左足関節著障：6級（指数1）} （指数1） } （指数1）      視力障害：5級（指数2）} （指数2） } （指数2）        (指數合計) 計16.5 計12.5 計10</p> <p>* この場合、6つの個々の障害の単純合計指數は16.5であるが、指數合算の特例により右上肢は3級（指數7）となり、指數合計12.5で総合2級として認定するのか、あるいは肢体不自由部分を上肢不自由と下肢不自由でそれぞれ中間的に指數合算し、3つの障害の合計指數10をもつて総合3級とするのか。</p>	<p>それぞれの障害等級の指數を合計することにより、手帳に両障害名を併記した上で2級として認定することは可能である。</p> <p>肢体不自由に関しては、個々の関節や手指等の機能障害の指數を、視覚障害や内部障害等の指數と同列に単純合算するのではなく、原則として「上肢、下肢、体幹」あるいは「上肢機能、移動機能」の区分の中で中間的に指數合算し、さらに他の障害がある場合には、その障害の指數と合算することで合計指數を求めることが適当である。指數合算する際の中間とりまとめの最小区分を例示すると、原則的に下表のように考えられ、この事例の場合は3級が適当と考えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計指數</th> <th>中間指數</th> <th>障 害 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>視力障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>視野障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>聴覚障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平衡機能障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>音声・言語・そしゃく機能障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上肢不自由</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>下肢不自由</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>体幹不自由</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上肢機能障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>移動機能障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>心臓機能障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>じん臓機能障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>呼吸器機能障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ぼうこう又は直腸機能障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小腸機能障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>免疫機能障害(HIV)</td> </tr> </tbody> </table>	合計指數	中間指數	障 害 区 分			視力障害			視野障害			聴覚障害			平衡機能障害			音声・言語・そしゃく機能障害			上肢不自由			下肢不自由			体幹不自由			上肢機能障害			移動機能障害			心臓機能障害			じん臓機能障害			呼吸器機能障害			ぼうこう又は直腸機能障害			小腸機能障害			免疫機能障害(HIV)
合計指數	中間指數	障 害 区 分																																																		
		視力障害																																																		
		視野障害																																																		
		聴覚障害																																																		
		平衡機能障害																																																		
		音声・言語・そしゃく機能障害																																																		
		上肢不自由																																																		
		下肢不自由																																																		
		体幹不自由																																																		
		上肢機能障害																																																		
		移動機能障害																																																		
		心臓機能障害																																																		
		じん臓機能障害																																																		
		呼吸器機能障害																																																		
		ぼうこう又は直腸機能障害																																																		
		小腸機能障害																																																		
		免疫機能障害(HIV)																																																		

質 疑	回 答
	<p>ただし、認定基準中、六-1-(2)の「合計指數算定の特例」における上肢又は下肢のうちの一肢に係る合計指數の上限の考え方は、この中間指數のとりまとめの考え方へ優先するものと考えられたい。</p>
<p>12. 脳血管障害に係る障害認定の時期については、発症から認定までの観察期間が必要と考えるがいかがか。</p> <p>また、その場合、観察期間はどの位が適当か。</p>	<p>脳血管障害については、四肢の切断や急性疾患の後遺障害などとは異なり、どの程度の機能障害を残すかを判断するためには、ある程度の観察期間が必要と考えられる。しかしながら、その期間については一律に定められるものではなく、障害部位や症状の経過などにより、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定することとなる。</p> <p>なお、発症後3か月程度の比較的早い時期での認定においては、将来再認定の指導をするなどして慎重に取り扱う必要がある。</p>
<p>13. 肢体不自由や内臓機能の障害などの認定においては、各種の検査データと動作、活動能力等の程度の両面から判定することとなっているが、それぞれの所見に基づく等級判定が一致しない場合は、より重度の方の判定をもって等級決定してよいか。</p> <p>あるいは、このような場合に優先関係等の考え方があるのか。</p>	<p>いずれの障害においても、検査データと活動能力の評価の間に著しい不均衡がある場合は、第一義的には診断書作成医に詳細を確認するか、又は判断可能となるための検査を実施するなどの慎重な対処が必要であり、不均衡のまま重度の方の所見をもって等級決定することは適当ではない。</p> <p>また、活動能力の程度とは、患者の症状を表すものであって医学的判定とはいはず、これを障害程度の判定の基礎とすることは適当ではない。したがって、活動能力の程度については、検査数値によって裏付けられるべきものとして考えられたい。</p> <p>しかしながら、障害の状態によっては、検査数値を得るために検査自体が、本人に苦痛を与える、又は状態を悪化させるなど、検査の実施が極めて困難な場合には、医師</p>

質 疑	回 答
14. 手帳の交付事務に関して、個々の事例によって事務処理に係る期間に差があると思われるが、標準的な考え方はあるのか。	<p>が何らかの医学的、客観的な根拠をもって、活動能力の程度を証明できる場合には、この活動能力の程度をもって判定を行うことも想定し得る。</p> <p>手帳の申請から交付までに要する標準的な事務処理期間としては、概ね 60 日以内を想定しており、特に迅速な処理を求められる H I V の認定に関しては、1 ~ 2 週間程度（「身体障害認定事務の運用について」平成 8 年 7 月 17 日障企第 20 号）を想定しているところである。</p>

質 疑	回 答
[視覚障害]	
1. 2歳児で、右眼摘出による視力0、左眼視力測定不能（瞳孔反応正常）の場合、幼児の一般的な正常視力（0.5～0.6）をもって左眼視力を推定し、両眼の視力の和を0.5～0.6として6級に認定することは可能か。	<p>乳幼児の視力は、成長につれて改善されるのが通常であり、この場合の推定視力は永続するものとは考えられず、6級として認定することは適当ではない。</p> <p>障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）になってから、認定を行うことが適当と考えられる。</p>
2. 片眼の視力を全く失ったものでも、他眼の矯正視力が0.7以上あれば視力障害には該当しないが、片眼の視野が全く得られないことから、視野の1/2以上を欠くものとして視野障害として認定できるか。	<p>視野の1/2以上を欠くものとは、片眼ずつ測定したそれぞれの視野表を重ね合わせた上で面積を算定するため、片眼の視力0をもって視野の1/2以上の欠損としては取り扱わないこととなっており、この場合はいずれの障害にも該当しないと判断することが適当である。</p>
3. 視力、視野ともに認定基準には該当しないが、脳梗塞後遺症による両眼瞼下垂のため開眼が困難で、実効的視力が確保できない場合はどのように取り扱うのか。	<p>眼瞼下垂をもって視覚障害と認定することは適当ではない。</p>
4. 外眼筋麻痺等による斜視により、両眼視が不可能な場合は、認定基準の「両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う」との規定を準用し、両眼視のできない複視と同様に捉えて障害認定を行ってよいか。	<p>両眼視のできない場合を、全て複視と同様に扱うことは適当ではないが、明らかな眼位の異常等により両眼視ができない場合は、複視と同等に取り扱って認定することは可能である。</p>
5. 認定基準には、「両眼の視野が10度以内」とは、求心性視野狭窄の意味であり」と記載されているが、これは視野が10度以内でなければ、求心性視野狭窄ではないということか。	<p>求心性視野狭窄の判断は、一般的に、視野が周辺からほぼ均等に狭くなる等の所見から、診断医が総合的に判断するものであり、視野が10度以内のものと限定しているものではない。</p> <p>認定基準上の求心性視野狭窄は、原因疾</p>

質 疑	回 答
<p>6. 視野障害の認定について、次のような中心視野の判断を要するような事例の判断について、</p> <p>ア. 中心視野を含めた視野全体について、<math>I/2</math> の視標のみを用いて測定した結果で申請が出ているが、どのように判断すべきか。</p> <p>イ. 矯正視力が右 0.7、左 0.3 のもので、<math>I/4</math> の視標を用いた視野表では左右とも 10 度以内で視野障害 3 ~ 4 級程度と認められるが、<math>I/2</math> の視標を用いた中心視野表では視標そのものが見えず、視能率による損失率 100%となる場合は、視野障害 2 級として認定して差し支えないか。</p> <p>ウ. 求心性視野狭窄とは認められないと診断医は判定しているが、<math>I/2</math> 及び <math>I/4</math> の視標を用いて測定すると、いずれにおいても視野が 10 度以内となる場合は、どのように認定するのか。</p>	<p>患にかかわらず、上記により診断医が求心性視野狭窄が認められると判断した場合で、かつ、視野の測定にゴールドマン視野計を用いる場合には、<math>I/4</math> の視標による測定の結果、両眼の視野がそれぞれ 10 度以内である場合を対象としている。</p> <p>認定基準における視野の測定は、求心性視野狭窄が認められる場合、ゴールドマン視野計を用いる場合には、まず <math>I/4</math> の視標を用いて周辺視野の測定を行い、<math>I/4</math> の指標での両眼の視野がそれぞれ 10 度以内の場合は、<math>I/2</math> の視標を用いて中心視野の測定を行い、視能率の計算を行うこととしている。</p> <p>したがって、</p> <p>ア. 視野障害の判断については、<math>I/4</math> の視標による周辺視野の測定が不可欠であり、<math>I/2</math> の視標による計測結果のみをもって判断することは適当ではない。</p> <p>イ. 本事例については、まず求心性視野狭窄と認められるか否かについて診断医に確認が必要である。</p> <p>その上で、求心性視野狭窄と認められ、<math>I/4</math> の視標による視野がそれぞれ 10 度以内であり、中心視野について <math>I/2</math> の視標を用いて測定した場合の視能率による損失率が 100%であれば、中心視力があっても 2 級相当として認定することが適当と考えられる。</p> <p>ウ. 本事例については、診断医が求心性視野狭窄とは認められないとしていることから、<math>I/4</math> の視標での測定結果が 10 度以内ではあるが、「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」として 5 級に該当するものと考えられる。</p>

質 疑	回 答
<p>[聴覚・平衡機能障害]</p> <p>1. 満3歳未満の乳幼児に係る認定で、A B R（聴性脳幹反応検査）等の検査結果を添えて両側耳感音性難聴として申請した場合であっても、純音検査が可能となる概ね満3歳時以降を待って認定することになるのか。</p>	<p>乳幼児の認定においては、慎重な対応が必要である。聴力についてはオージオメータによる測定方法を主体としているが、それができず、A B R等による客観的な判定が可能な場合については、純音聴力検査が可能となる年齢になった時点で将来再認定することを指導した上で、現時点で将来的に残存すると予想される障害の程度をもって認定することが可能である。</p>
<p>2. 老人性難聴のある高齢者に対する認定については、どのように考えるべきか。</p>	<p>高齢者の難聴については、単に聴力レベルの問題以外に、言葉が聞き分けられないなどの要因が関与している可能性があり、こうした場合は認定に際して困難を伴うことから、初度の認定を厳密に行う必要がある。また、必要に応じて将来再認定の指導をする場合もあり得る。</p>
<p>3. 聴覚障害の認定において、気導聴力の測定は必須であるが、骨導聴力の測定も実施する必要があるのか。</p>	<p>聴力レベルの測定には、一般的には気導聴力の測定をもって足りるが、診断書の内容には障害の種類を記入するのが通例であり、障害の種類によっては骨導聴力の測定が必要不可欠となる場合もある。</p>
<p>4. 人工内耳埋め込み術後の一定の訓練によって、ある程度のコミュニケーション能力が獲得された場合、補聴器と同様に人工内耳の電源を切った状態で認定できると考えてよいか。</p>	<p>認定可能であるが、人工内耳の埋め込み術前の聴力レベルが明らかであれば、その検査データをもって認定することも可能である。</p>
<p>5. オージオメータによる検査では、100dBの音が聞き取れないものは、105dBとして算定することとなっている。一方、平成12年改正のJ I S規格に適合するオージ</p>	<p>平均聴力レベルの算式においては、a、b、cのいずれの周波数においても、100dB以上の音が聞き取れないものについては、120dBまで測定できたとしてもすべて105dB</p>

質 疑	回 答
オメータでは 120dB まで測定可能であるが、この場合、120dB の音が聞き取れないものについては、当該値を 125dB として算定することになるのか。	として計算することとなる。 使用する検査機器等によって、等級判定に差が生じないよう配慮する必要がある。
6. 語音明瞭度の測定においては、両耳による普通話声の最良の語音明瞭度をもって測定することとなっているが、具体的にはどのように取り扱うのか。	純音による平均聴力レベルの測定においては、左右別々に測定し、低い方の値をもって認定することが適当である。 語音明瞭度の測定においても、左右別々に測定した後、高い方の値をもって認定するのが一般的である。
7. 「ろうあ」は、重複する障害として 1 級になると考えてよいか。	先天性ろうあ等の場合で、聴覚障害 2 級（両耳全ろう）と言語機能障害 3 級（音声言語による意思疎通ができないもの）に該当する場合は、合計指数により 1 級として認定することが適当である。
8. 脊髄性小脳変性症など、基本的に四肢体幹に器質的な異常がないにもかかわらず、歩行機能障害を伴う障害の場合は、平衡機能障害として認定することとされているが、脳梗塞、脳血栓等を原因とした小脳部位に起因する運動失調障害についても、その障害が永続する場合には同様の取扱いとするべきか。	同様に取り扱うことが適当である。 脊髄小脳変性症に限らず、脳梗塞等による運動失調障害による場合であっても、平衡機能障害よりも重度の四肢体幹の機能障害が生じた場合は、肢体不自由の認定基準をもって認定することはあり得る。
9. 小脳全摘術後の平衡機能障害（3 級）で手帳を所持している者が、その後脳梗塞で著しい片麻痺となった。基本的に平衡機能障害と肢体不自由は重複認定できないため、このように後発の障害によって明らかに障害が重度化した場合、どちらか一方の障害のみでは適切な等級判定をすることができない。  このような場合は両障害を肢体不自由	平衡機能障害は、器質的な四肢体幹の機能障害では認定しきれない他覚的な歩行障害を対象としていることから、肢体不自由との重複認定はしないのが原則である。 しかしながらこのような事例においては、歩行機能の障害の基礎にある「平衡機能障害 + 下肢機能障害」の状態を、「下肢機能障害（肢体不自由）」として総合的に等級を判定し、「上肢機能障害（肢体不自

質 疑	回 答
<p>の中で総合的に判断して等級決定し、手帳再交付時には手帳名を「上下肢機能障害」と記載して、「平衡機能障害」は削除すべきと考えるがいかがか。</p>	<p>由)」の等級指数との合計指数によって総合等級を決定することはあり得る。 このように総合的等級判定がなされる場合には、手帳の障害名には「平衡機能障害」と「上下肢機能障害」の両方を併記することが適当である。</p>

質 疑	回 答
<p>[音声・言語・そしゃく機能障害]</p> <p>1. 「ろうあ」に関する認定で、聴覚障害としては100dBの全ろうで、言語機能障害としては「手話、口話又は筆談では意思の疎通が図れるが、音声言語での会話では家族や肉親でさえ通じないもの」に該当する場合、どのように認定するのか。</p>	<p>聴覚障害2級と言語機能障害3級（喪失）との重複障害により、指数合算して1級と認定することが適当である。</p>
<p>2. アルツハイマー病で、疾病の進行により神経学的所見がないにも係わらず、日常生活動作が全部不能となっているケースを身体障害者として認定してよいか。</p> <p>又、アルツハイマー病による脳萎縮が著明で、音声・言語による意思疎通ができないものは、脳血管障害による失語症と同等と見なし、音声・言語機能障害として認定してよいか。</p>	<p>アルツハイマー病に限らず、老人性痴呆症候群は、精神機能の全般的衰退によるものであって、言語中枢神経又は発声・発語器官の障害ではないことから、これらに起因する日常生活動作の不能の状態や意思疎通のできない状態をもって、音声・言語機能障害と認定することは適当ではない。</p>
<p>3. 音声・言語機能障害に関して、</p> <p>ア. 筋萎縮性側索硬化症あるいは進行性筋ジストロフィー等の疾病により気管切開し、人工呼吸器を常時装着しているために発声不能となっている者について、音声機能の喪失としても認定できるか。（本症例はすでに呼吸器機能障害として認定されている。）</p> <p>イ. 事故により肺活量が低下し、気管切開してカニューレ挿入している者で、将来とも閉鎖できないと予想される場合については、音声機能の喪失等として認定できるか。</p>	<p>ア. 筋萎縮性側索硬化症の患者の場合、呼吸筋の麻痺が完全なものであれば、喉頭筋麻痺の有無にかかわらず、発声の基礎になる呼気の発生ができないので、喉頭は無機能に等しい。したがって、音声機能障害の3級として認定することも可能である。</p> <p>イ. 喉頭や構音器官の障害又は形態異常が認められず、中枢性疾患によるものでもないため、気管切開の状態のみをもって音声機能障害又は呼吸器機能障害として認定することは適当ではない。</p>
<p>4. 食道閉鎖症により、食道再建術・噴門形成術を行ったもので、経管栄養は行っていないが、誤嚥による肺炎を頻発している場合は、著しいそしゃく・嚥下機能障害とし</p>	<p>本症例は、食道の機能障害であることから、そしゃく・嚥下機能障害として認定することは適当ではない。</p>

質 疑	回 答
<p>て認定できるか。</p> <p>5. 認定基準及び認定要領中、音声機能障害、言語機能障害、そしやく機能障害について は、各障害が重複する場合は指数合算による等級決定（重複認定）はしないこととな っているが、</p> <p>ア. 手帳における障害名の記載に関しては、 障害名の併記は可能と考えてよいか。</p> <p>イ. また、下顎腫瘍切除術後による「そしや く機能の著しい障害」（4級）と大脳言語野 の病変による「言語機能障害（失語症）」 (3級)の合併などの場合は、障害部位が 同一ではないことから、指数合算して重複 認定（2級）することが必要となる場合も あり得ると考えるが、このような取扱いは 可能か。</p>	<p>いずれも可能と考えられる。</p> <p>認定基準等においては、舌切除等に伴う 舌機能廃絶によって構音障害及びそしや く・嚥下機能障害を同時にきたす場合など、 同一疾患、同一障害部位に対して、異なる 障害区分から判定したそれぞれの指数を合 算して重複認定することは適当ではないと の原則を示したもので、一般的にはより重 度と判定された障害区分の等級をもって認 定することを意味している。</p> <p>しかしながら、この事例のように障害部 位や疾患が異なり（そしやく嚥下器官の障 害と言語中枢の障害）、どちらか一方の障 害をもって等級決定することが明らかに本 人の不利益となる場合には、指数合算を要 する重複障害として総合的に等級決定する ことはあり得る。</p>
<p>6. 3歳時に知的障害の診断を受けている。 音声模倣は明瞭な発声で行うことができ るが、意味のある言語を発する事はできな い。したがって、家族との音声言語による 意志疎通が著しく困難である。この場合、 言語機能の喪失として認定してよいか。</p>	<p>言語機能の障害について、明らかに知的 障害に起因した言語発達遅滞と認められる 場合は、言語機能の障害として認定するこ とは適当ではない。</p> <p>このため、必要に応じて発達上の障害の 判定に十分な経験を有する医師に対し、こ れが知的障害に起因する言語発達遅滞によ るものか、また、失語症や構音機能の障害 等によるものと考えられるかの診断を求 め、それに基づき適切に判断されたい。</p>

質 疑	回 答
[肢体不自由]	
(肢体不自由全般)	
1. 各関節の機能障害の認定について、「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」で具体例が示されているが、両方とも基準に該当する必要があるのか。	いずれか一方が該当すれば、認定可能である。
2. 身体障害者診断書の「肢体不自由の状況及び所見」の中の「動作・活動」評価は、等級判定上、どのように取り扱うべきか。	<p>「動作・活動」欄は、主として多肢機能障害又は体幹機能障害を認定する際に、個々の診断内容が、実際の「動作・活動」の状態と照らし合わせて妥当であるか否かの判断をするための参考となるものである。</p> <p>また、片麻痺などにより機能レベルに左右差がある場合には、共働による動作の評価を記入するなどして、全体としての「動作・活動」の状況を記載されたい。</p>
3. 肩関節の関節可動域制限については、認定基準に各方向についての具体的な説明がないが、いずれかの方向で制限があればよいと理解してよいか。また、股関節の「各方向の可動域」についても同様に理解してよいか。	<p>肩関節、股関節とともに、屈曲↔伸展、外転↔内転、外旋↔内旋のすべての可動域で判断することとなり、原則として全方向が基準に合致することが必要である。</p> <p>ただし、関節可動域以外に徒手筋力でも障害がある場合は、総合的な判断を要する場合もあり得る。</p>
4. 一般関節の徒手筋力テストの結果が、「屈曲4、伸展4、外転3、内転3、外旋3、内旋4」で、平均が3.5の場合、どのように認定するのか。	小数点以下を四捨五入する。この場合は、徒手筋力テスト4で軽度の障害（7級）として認定することが適当である。
5. リウマチ等で、たびたび症状の悪化を繰り返し、悪化時の障害が平常時より重度となる者の場合、悪化時の状態を考慮した等級判定をしてかまわぬいか。	悪化時の状態が障害固定した状態で、継続するものとは考えられない場合は、原則として発作のない状態をもって判定することが適当である。

質 疑	回 答
<p>6. パーキンソン病に係る認定で、      ア. 疼痛がなく、四肢体幹の器質的な異常の証明が困難な場合で、他覚的に平衡機能障害を認める場合は、肢体不自由ではなく平衡機能障害として認定するべきか。</p> <p>イ. 本症例では、一般的に服薬によってコントロール可能であるが、長期間の服薬によって次第にコントロールが利かず、1日のうちでも状態が著しく変化するような場合は、どのように取り扱うのか。</p>	<p>ア. R O M、MMTに器質的異常がない場合は、「動作・活動」等を参考に、他の医学的、客観的所見から、四肢・体幹の機能障害の認定基準に合致することが証明できる場合は、平衡機能障害ではなく肢体不自由として認定できる場合もあり得る。</p> <p>イ. 本症例のように服薬によって状態が変化する障害の場合は、原則として服薬によってコントロールされている状態をもって判定するが、1日の大半においてコントロール不能の状態が永続する場合は、認定の対象となり得る。</p>
<p>7. 膝関節の機能障害において、関節可動域が10度を超えていても、高度な屈曲拘縮や変形により、支持性がない場合、「全廢」(4級)として認定することは可能か。</p>	<p>関節可動域が10度を超えていても支持性がないことが、医学的・客観的に明らかな場合、「全廢」(4級)として認定することは差し支えない。</p>
<p>8. 認定基準の中で、肩関節や肘関節、足関節の「軽度の障害(7級)」に該当する具体的な規定がないが、概ね以下のようものが該当すると考えてよいか。</p> <p>(肩関節) ・関節可動域が90度以下のもの      　　・徒手筋力テストで4相当のもの</p> <p>(肘関節) ・関節可動域が90度以下のもの      　　・徒手筋力テストで4相当のもの      　　・軽度の動搖関節</p> <p>(足関節) ・関節可動域が30度以下のもの      　　・徒手筋力テストで4相当のもの      　　・軽度の動搖関節</p>	<p>認定基準の「総括的解説」の(3)の記載からも、このような障害程度のものを7級として取り扱うことは適当である。</p>

質 疑	回 答
<p>9. 疾病等により常時臥床のため、褥創、全身浮腫、関節強直等をきたした者については、肢体不自由として認定してかまわないか。</p> <p>(上肢不自由)</p> <p>1. 「指を欠くもの」について、</p> <p>ア. 「一上肢のひとさし指を欠くもの」は、等級表上に規定はないが、7級として取り扱ってよいか。</p> <p>イ. また、「右上肢のひとさし指と、左上肢のなか指・くすり指・小指を欠いたもの」は、どのように取り扱うのか。</p> <p>2. 一上肢の機能の著しい障害（3級）のある者が、以下のように個々の関節等の機能障害の指数を合計すると4級にしかならない場合は、どのように判断するのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肩関節の著障=5級（指数2）</li> <li>・肘関節の著障=5級（指数2）</li> <li>・手関節の著障=5級（指数2）</li> <li>・握力 12 kg の輕障=7級（指数0.5）</li> </ul> <p>*合計指数=6.5（4級）</p>	<p>疾病の如何に関わらず、身体に永続する機能障害があり、その障害程度が肢体不自由の認定基準に合致するものであれば、肢体不自由として認定可能である。</p> <p>この場合、褥創や全身浮腫を認定の対象とすることは適当ではないが、関節強直については永続する機能障害として認定できる可能性がある。</p> <p>ア. 「一上肢のひとさし指」を欠くことのみをもって7級として取り扱うことは適当ではないが、「両上肢のひとさし指を欠くもの」については、「ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの」に準じて6級として認定することは可能である。</p> <p>イ. 一側の上肢の手指に7級に該当する機能障害があり、かつ、他側の上肢のひとさし指を欠く場合には、「ひとさし指の機能は親指に次いで重要である」という認定基準を踏まえ、両上肢の手指の機能障害を総合的に判断し、6級として認定することは可能である。</p> <p>一上肢、一下肢の障害とは、一肢全体に及ぶ機能障害を指すため、単一の関節の機能障害等の指数を合算した場合の等級とは必ずしも一致しないことがある。一肢全体の障害であるか、又は個々の関節等の重複障害であるかは、障害の実態を勘案し、慎重に判断されたい。</p> <p>また、一肢に係る合計指数は、機能障害のある部位（複数の場合は上位の部位）か</p>

質 疑	回 答
<p>3. 認定基準中に記載されている以下の障害は、それぞれ等級表のどの項目に当たるものと理解すればよいか。</p> <p>ア. 手指の機能障害における「一側の五指全体の機能の著しい障害」(4級)</p> <p>イ. 認定基準の六の記載中、「右上肢を手関節から欠くもの」(3級)</p> <p>ウ. 同じく「左上肢を肩関節から欠くもの」(2級)</p> <p>(下肢不自由)</p> <p>1. 足関節の可動域が、底屈及び背屈がそれぞれ5度の場合、底屈と背屈を合わせた連続可動域は10度となるが、この場合は「著しい障害」として認定することになるのか。</p> <p>2. 両足関節が高度の尖足位であるため、底屈、背屈ともに自・他動運動が全く不能であり、起立位保持、歩行運動、補装具装着が困難な者の場合、関節の機能障害として認定するのか、あるいは歩行能力等から下肢全体の機能障害として認定するのか。</p>	<p>ら先を欠いた場合の障害等級の指數を超えて等級決定することは適当ではない。(合計指數算定の特例)</p> <p>この事例の場合、仮に4つの関節全てが全廢で、合計指數が19(1級)になったとしても、「一上肢を肩関節から欠く場合」(2級:指數11)以上の等級としては取り扱わないのが適当である。</p> <p>それぞれ以下のア～ウに相当するものとして取り扱うのが適当である。</p> <p>ア. 等級表の上肢4級の8「おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害」</p> <p>イ. 等級表の上肢3級の4「一上肢のすべての指を欠くもの」</p> <p>ウ. 等級表の上肢2級の3「一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの」</p> <p>足関節等の0度から両方向に動く関節の可動域は、両方向の角度を加えた数値で判定することになるため、この事例の場合は、「著しい障害」として認定することが適当である。</p> <p>障害の部位が明確であり、他の関節には機能障害がないことから、両足関節の全廢(4級)として認定することが適当である。</p>

質 疑	回 答
<p>3. 変形性股関節症等の疼痛を伴う障害の場合、</p> <p>ア. 著しい疼痛はあるが、ROM、MMTの測定結果が基準に該当しないか又は疼痛によって測定困難な場合、この疼痛の事実をもって認定することは可能か。</p> <p>イ. 疼痛によってROM、MMTは測定できないが、「30分以上の起立位保持不可」など、同じ「下肢不自由」の規定のうち、「股関節の機能障害」ではなく「一下肢の機能障害」の規定に該当する場合は、一下肢の機能の著しい障害(4級)として認定することは可能か。</p>	<p>ア. 疼痛の訴えのみをもって認定することは適当ではないが、疼痛を押してまでの検査等は避けることを前提に、エックス線写真等の他の医学的、客観的な所見をもって証明できる場合は、認定の対象となり得る。</p> <p>イ. このように、疼痛により「一下肢の機能障害」に関する規定を準用する以外に「股関節の機能障害」を明確に判定する方法がない場合は、「一下肢の機能障害」の規定により、その障害程度を判断することは可能である。</p> <p>ただし、あくまでも「股関節の機能障害」として認定することが適当である。</p>
<p>4. 大腿骨頸部骨折による入院後に、筋力低下と著しい疲労を伴う歩行障害により、下肢不自由の認定基準の「1km以上の歩行困難で、駅の階段昇降が困難」に該当する場合、「一下肢の機能の著しい障害」に相当するものとして認定可能か。なお、ROM、MMTは、ほぼ正常域の状態にある。</p>	<p>ROM、MMTによる判定結果と歩行能力の程度に著しい相違がある場合は、その要因を正確に判断する必要がある。仮に医学的、客観的に証明できる疼痛によるものであれば認定可能であるが、一時的な筋力低下や疲労性の歩行障害によるものであれば永続する状態とは言えず、認定することは適当ではない。</p>
<p>5. 障害程度等級表及び認定基準においては、「両下肢の機能の軽度の障害」が規定されていないが、左右ともほぼ同等の障害レベルで、かつ「1km以上の歩行不能で、30分以上の起立位保持困難」などの場合は、両下肢の機能障害として4級認定することはあり得るのか。</p>	<p>「両下肢の機能障害」は、基本的には各障害部位を個々に判定した上で、総合的に障害程度を認定することが適当である。</p> <p>しかしながら両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の全廃(3級)あるいは著障(4級)と同程度の場合は、「両下肢の機能障害」での3級、4級認定はあり得る。</p>
<p>6. 下肢長差の取扱いについて、</p> <p>ア. 骨髓炎により一下肢が伸長し、健側に比して下肢長差が生じた場合は、一下肢の短縮の規定に基づいて認定してよいか。</p>	<p>ア. 伸長による脚長差も、短縮による脚長差と同様に取り扱うことが適当である。</p> <p>イ. 切断は最も著明な短縮と考えられるため、この場合は一下肢の10cm以上の短縮</p>

質 疑	回 答
イ. 下腿を 10 cm以上切断したことで下肢が短縮したが、切断長が下腿の 1/2 以上には及ばない場合、等級表からは 1/2 未満であることから等級を一つ下げて 5 級相当とするのか、あるいは短縮の規定からは 10 cm以上であるため 4 級として認定するのか。	と考え、4 級として認定することが適當である。